

令和8年度くるりんタクシー業務委託（単価契約）仕様書

1. 事業名

令和8年度くるりんタクシー業務委託（単価契約）

2. 履行場所

移動可能範囲（東・西・南・北）

3. 事業の目的

バス停まで移動することができない高齢者の増加等、従来のサービスでは対応が困難な移動ニーズへの対応や、くるりんばすの交通空白地帯における代替移動手段の確保を目的に、75歳以上の方を対象にしたタクシーによる移動支援を行う。

4. 業務内容

（1）タクシー車両及び運転士の確保

本業務に使用する車両及び運転士を確保する。

専用車でなく、既存のタクシーを活用する。

（2）予約の受付

利用登録者からの配車予約の受付を行う。電話による受付体制を確保し、その他の予約システム等で対応が可能である場合は予約方法に加えることができる。

電話以外の予約方法については個別に情報提供をいただき、利用案内への反映を行う。

予約開始日は利用予定日の1週間前からとする（土日祝も可。時間は8～17時。）。

（3）タクシーの配車

予約に対しタクシーを配車し移動支援を行う。

（4）利用料金の徴収

移動可能範囲（主地区）内の移動は1乗車 500円とする。

移動可能範囲（隣接地区）への移動および移動可能範囲（隣接地区）内の移動は1乗車 1,200円を上限（1,200円未満はその金額）とする。

※1乗車毎の料金設定のため、複数人での利用の場合も同様とする。

※詳細は別紙「居住地区と移動可能範囲一覧」を参照とする。

居住地区	移動可能範囲（主地区） 500円	移動可能範囲（隣接地区） 上限 1,200円
南	南	東
		西
東	東	南
		北
北	北	東
		西

西	西	南
北西	主地区(北)(西)のいずれかを選択して利用する。 ※1度選択すると変更できない。	

(5) 利用実績報告

市より提供するエクセルファイル（利用実績報告書）に以下情報を入力し、1か月単位で報告する。項目は変更の場合あり。

- ・登録番号
- ・予約日
- ・乗車日
- ・乗車時間
- ・同乗者情報（登録者の場合登録番号、未登録者の場合合計利用者数）
- ・乗車地
- ・降車地
- ・メーター料金
- ・利用者支払額
- ・市への請求額

※予約過多による配車不可の場合についても登録番号、予約日、乗車日（希望日）について記載する。

5. 運行事業者

運行開始までに道路運送法第3条第1号ハの規定による国土交通大臣の許可を得ている者

6. 契約期間（業務実施期間）（予定）

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※予算の執行状況により、期間中でも終了の場合あり。

7. 利用可能時間

平日の**9時～16時**（発車時刻基準）とする。

8. 実施地区及び移動可能範囲

実施地区及び移動可能範囲は別紙のとおり。

9. 利用対象者

実施地区内に住民登録のある75歳以上の方で事前に利用登録をされた方。登録者名簿を市より提供（逐次更新あり）。

10. 乗降場所

利用者の自宅前と移動可能範囲内に存在する以下の場所。一覧表を市より提供（逐次更新あり）する。

駅、バス停留所、公共施設、病院・診療所・薬局（ドラッグストア含む）、鍼灸接骨院
金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア

1 1. 委託料の支払い

(1) 委託料は、以下の項目の単価契約額（消費税及び地方消費税を含む）に当該分の利用回数を乗じた額とする。

- ① 迎車料金
- ② 時間指定料金
- ③ 初乗運賃
- ④ 距離制及び時間距離併用制加算運賃

※移動可能範囲（主地区）の場合、委託料は①②③④の合計額（＝運賃）から利用者負担（500円/回）を差し引いた金額とする。

利用者負担（500円/回）は初乗運賃に充当するものとする。

※移動可能範囲（隣接地区）の場合、委託料は①②③④の合計額（＝運賃）から利用者負担（上限：1,200円/回）を差し引いた金額とする。

利用者負担（上限：1,200円/回）は、初乗運賃、迎車料金、時間指定料金、距離制及び時間距離併用制加算運賃の順に充当するものとする。

※移動可能範囲（隣接地区）の場合において、運賃が1,200円以下の場合は、利用者はその運賃全額を支払い、市から事業者への委託料は0円とする。

(2) 委託料の支払は、四半期毎に利用実績を確認したうえで、当該四半期分の委託料請求を受けて支払うものとする。

1 2. 予定数量（見込利用回数）

予定数量（見込利用回数）は実績に基づき年間4,700回を見込む。

※ 複数事業者と契約する場合は合計回数を按分する。

※ 見積書の提出等は事業者募集が終了した後に行うものとする。

1 3. 距離制及び時間距離併用制加算運賃の加算回数

実績により1回の利用における距離制及び時間距離併用制加算運賃の平均加算回数は8回とする。

1 4. その他

(1) 受託事業者は、本業務上、知りえた個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託事業者は、日進市との連絡を密にし、必要に応じて、地域公共交通会議、連絡調整会議等に出席する。

(3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。